

労働者や事業主の皆さまへ

労働ほっとラインのご利用を！

県では、各種労働問題に電話でお応えする労働ほっとラインを開設しています。

賃金、労働時間、退職、解雇、パワハラなど、労働問題に関するご相談に、専門の社会保険労務士がお応えします。



山口県PR本部長ちよるる

労働ほっとラインの概要

* 秘密厳守、匿名OK（統計調査にご協力ください）

- ◇ 電話番号 083-933-3232
- ◇ 相談員 社会保険労務士
- ◇ 相談料 無料（通信料は相談される方のご負担となります。）
- ◇ 相談日 平日、土日、祝日（年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
- ◇ 相談時間 9：00～18：00

※ご相談は、メールでも受け付けています。（回答は平日返信となります）

メールアドレス：roudou@pref.yamaguchi.lg.jp

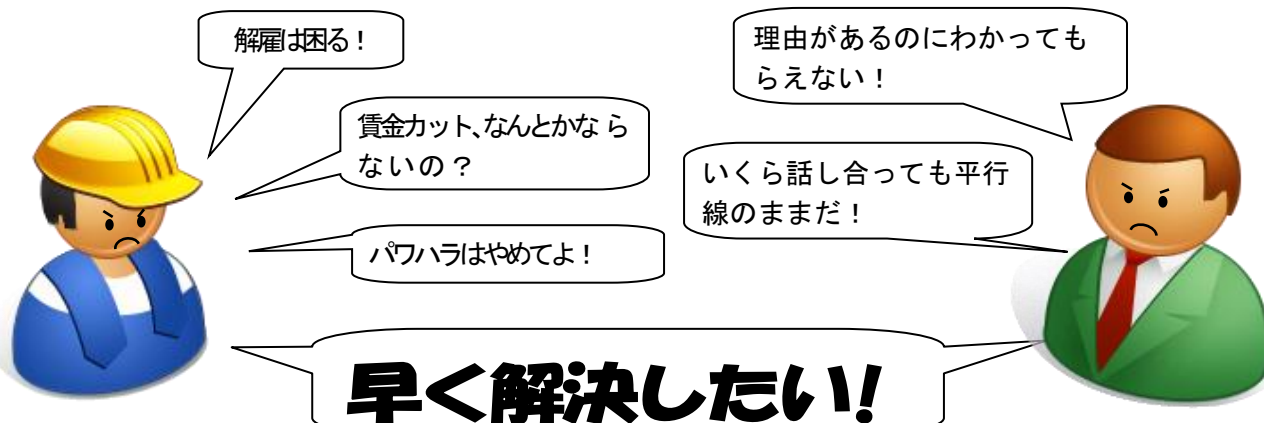
（注）ご利用のメールの設定により、回答メールが届かない事例が発生しています。
上記アドレスからのメールを受け取れるように設定してください。

専門家派遣

「労働ほっとライン」により、社会保険労務士を派遣要請のあった企業に派遣し、雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の申請書類の作成相談など、労働者及び事業主等の労働問題解決のため適切な助言・指導を行います。

- ◇ 相談料 無料（原則3回まで）
- ◇ 派遣日 月曜日から金曜日まで
（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

職場のトラブルで困ったとき



労働委員会が解決を支援します

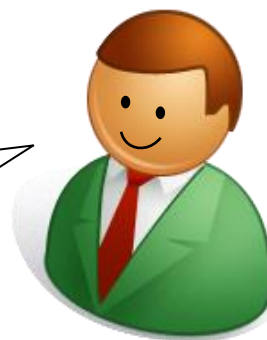
※労働委員会は、県が設置した公的機関です。

労働者個人、事業主どちらからでも申請できます。

—「あっせん制度」の利用—

- 無料 ●非公開 ●秘密厳守 ●迅速(目標1ヶ月)
- 公益委員、労働者委員、使用者委員の3人が対応します。
- 双方の事情をしっかりと聴いて、ねばり強く合意点を探ります。
- 双方から別室で話を聴くため、相手と会うことはありません。

申請書は、お近くの県民局にも提出できます。



「あっせん制度」についてのお問い合わせ又は申請は、
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県労働委員会事務局
Tel 083-933-4444 Fax 083-928-7072

詳しくはWebで

山口県労働委員会

検索

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a34000/index/>